

佐渡市総合計画策定方針（案）

1 策定の趣旨

「佐渡市将来ビジョン」は、平成21年12月に平成31年度の交付税一本算定移行を見据え、佐渡市の将来のあるべき姿を明確にした計画として策定しました。その後、行政改革の指針の組み入れなどの見直しを行い、平成25年12月に市の最上位計画に位置付しました。平成29年3月には本市を取り巻く環境に変化が生じたことから、計画の一部を見直し、令和2年3月をもって計画期間が終了しました。

近年の気候変動に伴う自然災害の激甚化や少子高齢化などの影響による社会環境の変化に的確に対応し、市民が佐渡の将来あるべき姿を思い描けるような「佐渡市総合計画」を策定します。

2 性格・位置付け

中長期的な視点により、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「基本構想」と各分野において基本的な施策の体系を示す「基本計画」で構成し、市の最上位計画として位置付けます。

3 構成（今後の協議で内容変更あり）

■基本構想

- (1) 第1節 計画の概要
 - ・計画の策定にあたって
 - ・計画の構成、期間
- (2) 第2節 佐渡市のまちづくり
 - ・現状と課題
 - ・理念、将来像
 - ・基本目標

■基本計画(前期)

- (1) 第1章 基本計画の概要
 - ・施策体系の考え方
 - ・施策体系
- (2) 第2章 分野別施策の方針
 - ・生活・環境・移住定住関連
(防災、消防救急、防犯、交通安全、道路、公共交通、自然環境、生活環境、上下水道、住宅・住環境、景観、公園・緑地、土地利用、移住定住など)
 - ・子育て・健康・医療・福祉関連
(子育て、健康づくり、地域医療、地域福祉、障がい者、障がい児童福祉、高齢者福祉など)
 - ・教育・文化関連
(学校教育、学校環境、生涯学習、青少年育成、文化芸術、文化財など)
 - ・産業関連
(農林水産業、商工業、観光、産業連携、中心市街地活性化、雇用など)
 - ・市民活動・行政活動関連
(市民参画と協働、多文化共生と交流、人権と多様性の尊重、情報技術、情報セキュリティ、行政運営など)

4 計画期間

計画期間については、基本構想は10年間、基本計画（前期・後期）は5年間とします。
なお、社会経済情勢などに大きな変化があった場合など、必要に応じて見直しを図ります。

5 名称

名称は「佐渡市総合計画」（仮）とします。

6 策定体制

(1) 市民参画

① 策定方針の周知

総合計画の策定方針について、幅広く市民に周知します。

② 佐渡市総合計画審議会

総合計画の策定にあたり、佐渡市総合計画審議会に諮問します。

③ 市民アンケート調査

アンケート調査をもとに、市民の行政サービスに対する満足度等を把握します。

④ ワークショップ、関係団体等との意見交換

高校生や子育て世代を対象にワークショップを開催します。また、必要に応じて各種団体等への聞き取りを行います。

⑤ 市民意見交換会の実施

総合計画（案）について幅広く市民の意見を聴取します。

⑥ パブリックコメント

総合計画（案）を広く市民に公表し、さらに意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

(2) 市議会

基本構想は、市議会の議決を経て策定する。

(3) 幹事会（庁内体制）

副市長を幹事長とする幹事会（庁内会議）により、全庁的に計画原案の策定を推進する。幹事会の下には企画委員会（専門部会）を設置し、実務に当たる。

7 スケジュール

令和2年度（予定）

月	審議会・市民参画	市議会	庁内体制
6月		・策定方針説明 （総務文教常任委員会）	
7月	・推進会議（第1回）	・策定方針、スケジュール、市民意見交換会等の説明 （総務文教常任委員会）	
8月		・策定方針説明 （議員全員協議会）	
9月			
10月			

11月	・11/25 審議会（第1回）		
12月			・幹事会、企画委員会 ※随時開催
1月	・アンケート実施		↓
2月	・ワークショップ開催 （4回）		
3月		・実施状況の報告	

令和3年度（予定）

月	審議会・市民参画	市議会	庁内体制
4月	・審議会（第2回） ・部会の開催（5部会） ※随時開催		・幹事会、企画委員会 ※随時開催
5月			↓
6月		・基本構想（素案）説明 （総務文教常任委員会） ・基本構想（素案）説明 （議員全員協議会）	
7月			
8月			
9月			
10月		・基本計画（素案）説明 （総務文教常任委員会） （議員全員協議会）	
11月			
12月	・市民意見交換会	・上程（基本構想）	
1月	・市民説明会、パブリック コメント（基本計画）		
2月		・基本計画（案）説明 （総務文教常任委員会） （議員全員協議会）	
3月		・基本計画策定	